

# 共生型児童発達支援

## 基本方針

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

## 共生型児童発達支援を行う指定生活介護事業者の基準

人員基準	従業者	<input type="checkbox"/> 指定生活介護事業者の従業者の員数が、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業者として必要とされる数以上であること。
	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業者の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、共生型児童発達支援事業者の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型児童発達支援事業者の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業者、施設等の職務に従事することができる。
その他	<input type="checkbox"/> 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	

## 共生型児童発達支援を行う指定通所介護事業者等の基準

人員基準	従業者	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。
	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業者の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、共生型児童発達支援事業者の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型児童発達支援事業者の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業者、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	<input type="checkbox"/> 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。	

共生型児童発達支援を行う指定  
小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

人員基準	従業者	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第44条に規定する基準を満たしていること。							
	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、共生型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該共生型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。							
設備基準	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。								
定員	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。								
	<input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。 <table border="1" data-bbox="252 1686 756 1861"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
その他	<input type="checkbox"/> 障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。								

